

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は12人中10名です。定足数に達しております。第11回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。
農業委員10番、農業委員12番 お願いします。
次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第48号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第48号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件、地上権設定10件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠隔地在住のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は10年で、年間従事予定日数は280日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は328㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は高齢のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・妻の子がおり、農作業歴はともに0年ですが、自宅の庭で野菜を栽培した経験があり、今後栽培方法についてはインターネット等で検索し、習得していくとのこと。年間従事予定日数は150日・75日・75日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具については導入予定です。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は314㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は遠隔地在住のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は30年・25年、年間従事予定日数は200日・130日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,134㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子、農作業歴は37年・32年・9年、年間従事予定日数は300日・200日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は472,519.52㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを

予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 5 番

譲受法人は、令和 2 年に設立された株式会社で、令和 4 年 1 月に農林水産大臣による農業改善計画の認定を受けています。役員は取締役の 1 名で、その他労働力としては臨時雇用 2 名及び下請け会社 2 社を予定しています。農作業歴 10 年、年間従事予定日数は 200 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は支店のある■■市から自動車ですら 35～45 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 98,927.03 m²です。権利取得後は、キクラゲの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 6 番から 13 番は申請同一の内容のため、一括して説明いたします。
地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をするものです。設定者は相手方要望のため貸しつけをするものです。
地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、農地の賃借人である耕作者はパネルの下部でキクラゲを作付けし、申請地を耕作しています。

営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置していますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号 14 番から 15 番は申請同一の内容のため、一括して説明いたします。
地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をするものです。設定者は相手方要望のため貸しつけをするものです。
地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、農地の賃借人である耕作者はパネルの下部でキクラゲを作付けし、申請地を耕作しています。

営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置していますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号 16 番

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は高齢かつ遠隔地在住のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・婚約者がおり、農作業歴は 2 年・15 年、年間従事予定日数は 100 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 218 m²です。権利取得後は、さつま芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 17 番

譲受人は親の農地を引き継ぐため、また譲渡人は高齢のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人及び本人の親族の協力者が 3 名おり、本人の農作業歴は 10 年、年間従事予定日数は 150 日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請者は介護等のため、月の半分以上を実家で過ごしており、今後農地と併せて自宅を譲り受ける予定で、申請地は耕作者の実家から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,201 m²です。権利取得後は、野菜、プルーン、栗、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 18 番

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠隔地在住のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・弟がおり、農作業歴は 6 年・4 年、年間従事予定日数は 100 日・200 日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。

	<p>ん。取得後の経営予定面積は2,851㎡です。権利取得後は、水稻、野菜、茶、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から18番について、許可することを原案といたします。第48号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
9番委員	<p>申請番号5番の中宇利地内の申請地について、農業をするためには2m程の搬入路がありますが、柿の木の頭を切ったような状況なので、今後、営農型パネルを設置しキクラゲを栽培するとなると抜根・伐採が必要になると思います。</p> <p>耕作をするために、この農道を利用するならば特段の整理は必要ないと判断しました。しかし今後、営農型パネルを設置する際には、手前の農地を作業用通路として使用するために一時転用の申請等が必要になると思いますので、事務局でも確認等よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局確認をお願いします。</p>
議長	<p>その他、補足等ございませんか。</p> <p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の申請番号5番について、14番推進委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
8番推進委員	<p>申請番号6番から15番について、「耕作への影響なし」と書いてあり、意味が理解できないため、説明していただくとありがたいです。その理由として田には畦があり耕作をする面積が減るかと思うからです。そのことについて耕作への影響なしと判断するのはどのような理由でしょうか。</p>
事務局	<p>この申請地はキクラゲを作る予定をしている農地なので、パネルを設置しても、キクラゲを作ることには問題がないという意味で「耕作への影響なし」としています。そのため下部の農地の耕作には影響をきたさないということになります。</p>
会長	<p>8番推進委員、よろしいですか。</p>
8番推進委員	<p>田として単純にみると、キクラゲを作付けする場所以外は田として使うということですよ。畑作するという考え方ですよ。こちらを先に説明されると、いくらかは影響ないわけではないよなという気がしますが、この言葉って農地法3条の申請を行う（営農する）というのはどのようなのでしょうか。</p>
事務局	<p>この申請は、5条の営農型パネル設置の一時転用の申請と、3条の地上権設定が併せて申請があった中の、3条の地上権設定の部分だけ順番的に先に説明をしてしまっているので、内容が分かりにくかったかと思います。この「耕作への影響なし」という意味については、農地の上部にパネルを設置して日陰になっても、下でキクラゲをやるのにはキクラゲには影響を及ぼさない、むしろ日陰でないとキクラゲを作付けできないため、その空間の地上権の設定の部分については、問題ないと考えます。空間の地上権部分についての説明を先にしてしまったため、分かりにくくて申し訳なかったです。</p>
8番推進委員	<p>そういうことなら分かりました。ただ結局、借り上げるのが、申請番号6番だと、■㎡の内■㎡ですよ。そうすると残りの所は、田んぼとして利用されていなければいけないということになると思うんですが、そちらを詳しく伺いたいです。要は、ソーラーが立っているところはいいんですけど、ソーラーが立っていないところについては、田んぼであれば水稻等、残りの部分は何を作るのだということ、そこで作るものについての何も作らないというのは「耕作への影響はない」とは言えないのではないですか。</p>
事務局	<p>この〇〇㎡のうち〇〇㎡は、パネルの面積を記入してあります。ですので、キクラゲはパネルの下部でしか作れないので、パネルの下はキクラゲで、余っている部分については、</p>

	<p>キクラゲを栽培するための、作業用・保安全管理とするための場所となっております。 この3条の地上権設定というのは、<u>農地の上の部分を使いますがいいですか</u>という申請です。</p>
12番委員	<p>今の申請で、例えば水田の面積が■■■㎡あって実際に太陽光パネルを設置する面積が半分くらいだよということですか。キクラゲを作るのはそのパネルの下だけということで営農の面積が少ないですね。 それでいうと、申請番号11番の一畝田の面積も4分の1となり、少ないと思いますが。</p>
事務局	<p>ご質問の件の内容については、5条の方で説明する予定でした。パネルの支柱部分についての整理が5条の転用で出てきます。いまこの説明はパネルの上部を使用しますというのが3条の地上権設定の申請ですので、土地利用方法等の詳細は、改めて後の転用の議案で説明します。</p>
会長	<p>8番推進委員、分かりましたでしょうか。自分からも発言しますが、農振農用地に営農型のソーラーというのは、本当に適切な営農するかどうかという国の基準がわかりにくいですね。基準の中でキクラゲ地域平均収量8割とありますが、(農地の半分以下の作付面積において)それで営農型といえるのかどうか、採算が合うのかどうかの点では国の基準がずいぶん甘く感じます。 この件について今一度、納得いくところで整理していきたいですね。一度通してしまうと前例になってしまうから。■■■(他市町村)の例も前例になっているようですが。ただ新都市としてその辺(総面積のうち半分以下が耕作地)について営農型太陽光の基準が、今後の課題として問題を残してはまずいなという、そういう感じはします。太陽光パネルの下でのキクラゲの作付け自体が未経験ですから、どんなものでしょうか、難しいですね。 例えば10a地上権設定したのに1割だけキクラゲ作って、残りの面積はエビス草を育てる(生える)。エビス草が緑肥になることは事実ですけど。それが農業、営農といえるのか。その辺のところ、判断が難しいですね。後に問題を残さなければいいと思いますが。</p>
事務局	<p>愛知県に上申する時に「農業委員会ではこういう考えがあります」という意見を付して上申するということになると思います。 事務局の方として言えることは、今の定められている法律等の中でいうと、当該申請がだめということの言えるものではない。最終的な判断は許可権者ですから、県になりますが。農業委員会としては、例えば、今定められているガイドライン等で照らし合わせていくとだめという根拠が無いため上申しますが、例えば耕作や収穫率の基準等について疑義が残るという意見を付すことが望ましいと考えます。逆に農業委員会にてだめだと判断したら、なぜだめなのかを問われた時に、根拠がないため、相手側から不服の申し立てされてしまう可能性があります。</p>
会長	<p>事務局からすると、国が示すガイドラインの基準を上回っている、ガイドライン上からすると、ストップさせる理由がない。ただし、私も疑問に思います。しかし疑問な部分においても、キクラゲをやる業者が地上権設定をするという。その中身の3条申請だにご理解いただいて。ご意見は事務局の方で、皆様から出たご意見をまとめていただいて、県の方にあげていただくということでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、恐縮ですが採決を取りたいと思います。 それでは、申請番号5番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
会長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>続いて、申請番号5番になります。ここで14番推進委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)</p>
会長	<p>申請番号5番について発言のある方は挙手をお願いします。 (質問なし)</p>

会長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
会長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。 事務局は、14番推進委員を入室させてください。
会長	つづいて、第49号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第49号議案について説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。転用2件です。議案書10ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 当該地は昭和39年頃より進入路、宅地敷地として利用しており、今般の地権者が物件売買するにあたり地目が農地のままであることを知り、是正をかねて申請するものです。 以前より農地以外の利用方法をしていたことに対する始末書が添付されています。 農地区分は、表の最下段「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。 住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路、宅地敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。 申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 平成16年に当該地に進入路と駐車場を整備し、盛土して宅地敷地として今まで利用しておりましたが、農地法の手続きが未了であったため、是正をかねて申請をするものです。 農地以外の利用をしていたことに対する始末書が添付されております。 農地区分は、表の最下段「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。 住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。 以上、第49号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
会長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
会長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第49号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
会長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
会長	つづいて、第50号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第50号議案について説明させていただきます。議案書11ページをご覧ください。 所有権移転7件、賃借権設定10件、使用貸借権設定1件です。計18件です。 議案書12ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり この案件について、借人は、市内にて家族7人で生活しているが、子どもの成長に伴い、生活スペースが手狭となったために持ち家の検討をしています。夫婦には自己所有地がなく、

適地を探していたところ、祖母所有地に住宅建築の要件を満たした土地があったため、申請地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番・3番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。

受人は、■■■に本店をおく、再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となった地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、いずれの農地も区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、他法令の調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、土堰堤を設け、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■に本店をおく、再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となった地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、他法令の調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、波板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■市に居住していますが、相続物件の管理のため、本市と行き来しています。敷地内に駐車スペースがなく、駐車場敷地を探していたところ、渡人と土地売買の話がまとまり、申請地に駐車場を整備するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

あと書類の訂正ですが、こちらは駐車場のみの整備なので建ぺい率は誤表記となります。申し訳ありません。

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■市に在住ですが、本市に別荘を購入し二拠点居住を計画しております。立地条件等が合う適地を探していたところ、地権者と売買の合意に至り、申請地に簡易宿泊所の設置、駐車場・作業場を整備するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集

落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後に計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号7番から14番について、同一事業者・地権者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。

借人は、■■■市に主たる事務所をおく学校法人です。愛知県を中心に120箇所の太陽光による発電事業を行っていますが、更なる事業安定化のため、再生エネルギー固定価格買取制度を活用した営農型発電設備発電事業を行うために、地権者と賃借契約を結び発電設備を設置するものです。下部農地ではキクラゲ栽培を主に行う予定です。

農地区分ですが、番号12番を除く申請地全てが区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。12番の申請地は区分表の第1種農地①「概ね10ha以上の規模の一団農地の一画にある農地」と判断しました。

番号7番から11番、13番、14番については「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします。12番については「一時的な利用に供するために行うもので、利用目的を達成する上で必要があるもの」に該当しますので、第1種農地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画です。

支柱構造については、最低地上高1.4m、最高地上高1.6mですが、キクラゲを効率的に栽培するための遮光率を保つ出来る高さであり、キクラゲ菌床を覆う透明マルチも収まります。また重機を使用しないために栽培作業に支障のない高さでもあります。パネル下部以外ではエビス草という緑肥にも利用されている植物を栽培するため、農地を耕作するという点から大きく外れているものではないかと思えます。

栽培収量の根拠については、豊橋市にて行った試験栽培実績に基づきます。2kg1菌床あたり2.2kgが収穫できる結果となり、年間収穫量が10aあたり約200kgを見込みがあるため、知見を有する者から地域平均単収と比較して8割以上の収量が確保されるという意見が付されております。出荷先については、■■■という会社に加工用として卸す計画ですので、営農型発電設備のガイドラインに沿った申請内容となります。

また、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法に・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号15番・16番について、同一事業者・地権者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。

借人は、■■■市に本店をおき、不動産賃貸業や売電事業を行う法人です。自社の更なる事業安定化のため、再生エネルギー固定価格買取制度を活用した営農型発電設備発電事業を行うために、地権者と賃借契約を結び発電設備を設置するものです。下部農地ではキクラゲ栽培を主に行う予定です。

農地区分ですが、15番の申請地は区分表の第1種農地①「概ね10ha以上の規模の一団農地の一画にある農地」と判断しました。番号16番は区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。15番については「一時的な利用に供するために行うもので、利用目的を達成する上で必要があるもの」に該当しますので、第1種農地の許可基準を満たします。16番については「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画です。

支柱構造については、最低地上高1.4m、最高地上高1.6mですが、キクラゲを効率的に栽培するための遮光率を保つ出来る高さであり、キクラゲ菌床を覆う透明マルチも収まります。また重機を使用しないために栽培作業に支障のない高さでもあります。

栽培収量の根拠については、豊橋市にて行った試験栽培実績に基づきます。2kg1菌床あたり2.2kgが収穫できる結果となり、年間収穫量が10aあたり約200kgを見込みがあるため、知見を有する者から地域平均単収と比較して8割以上の収量が確保されるという意見が付されております。出荷先については、■■■という会社に加工用として卸す計画ですので、営農型発電設備のガイドラインに沿った申請内容となります。

また、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法に・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

	<p>申請番号 17 番・18 番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。2 案件とも事業面積が 3,000 m²を超えるため愛知県農業会議にて諮る対象となります。</p> <p>受人は■■■に本店をおき、発電事業を主とする法人であり、更なる収益の拡大のため、年間を通して日照を確保できる適地を探していたところ、管理困難となった地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。なお、番号 18 番の申請地では、伐採した木材の置場として許可を得ずに使用していたことが確認されたため、始末書が添付されてます。</p> <p>農地区分はすべての農地がお手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入資金でまかなう計画で、他法令の調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者より押印のなされた検討表明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、畔板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p>
会長	以上、第 50 号議案 18 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
会長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
7 番推進委員	実証実験のデータを根拠に 8 割の収量が見込まれるという判断はいいのでしょうか。数が少ない結果の反映はなんでもありに思えてしまいます。そもそも実証実験の結果自体を過少にすることだってできるし、たとえば実証実験として榊一本を生やしてその 1 本からとれる枝の数が 8 割ありましたので、本申請しますということができますよね。
事務局	この事業者はハウス栽培ではないキクラゲの栽培方法を行うため、作付け事例がないところから実証実験の結果を反映しています。榊（サンプルのある）は 10a あたりの何株で何本という具体的なデータがセンサス等が公開されているので、実証実験に基づくといったことにはあまりならないですが、サンプル数が少ない（キクラゲ）実証実験の結果の反映は疑義が生じる点については意見を付して県の上申することは可能です。
12 番委員	作付け面積が少なすぎる点についてはどうでしょうか。
事務局	作付け面積が土地の面積に対して少ないという点についても、かなり議論が紛糾してますので、状況がわかるものと一緒に意見を付すこととなります。
8 番推進委員	10 分の 1 のみしか使用していない農地、残りの部分はエビス草でという話でしたよね。ただ緑肥の整理（緑肥は営農といえるか）についてはどうするのか。
事務局	ご質問の件については、緑肥はおそらくガイドラインが示す下部農地には該当しないと思います。今般の転用申請では関係しない整理になるかと思いますが、併せて県への上申の際に、ご意見として入れます。
会長	先ほどから話にある通り、これが営農型発電設備の営農といえるのかが疑問ですけども、農業委員会は疑義が生じるという意見、一連の皆様の意見を上申することを条件に採決するというので進めたいと思います。その他ご質問はありますか。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。第 50 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）

議 長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議 長	つづいて、第 52 号議案の、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用集積計画案について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第 51 号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定 6 件、賃借権設定 3 件であり、そのうち 5 件が新規設定です。 議案書 20 ページをご覧ください。 申請番号 1 番 富沢 地内の 田 1 筆 1829 m²のうち 300 m²に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。 申請番号 2 番 平井 地内の 畑、田 2 筆 計 3,123 m²に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号 3 番 富岡 地内の 田 3 筆 計 5,314 m²に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号 4 番から 6 番は更新案件です。 申請番号 7 番からは中間管理事業による転貸の案件です。 申請番号 7 番 作手黒瀬 地内の 田 2 筆 計 4,773 m²に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号 8 番 作手高里 地内の 田 1 筆 2,049 m²に使用貸借権を設定し、花きの作付けをします。 申請番号 9 番は更新案件です。</p> <p>以上、番号 1 番から 9 番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、 第 51 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第 51 号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案書のとおり説明)
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、第 11 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>

	<p>午後4時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>
--	-----------------------------